

一、會議の件に通り、

一、福生の税賦課徴収條例の一部改正について

二、指定きの耐傾に關する件、

一議長(田村利一) 八月十三日午後一時三十分開議を宣告する、

一地方自治法第三十三條の規定により、會議の件説明のため出席を求めた者は左の通りである、

議長 加藤市彦 助役 秋山誠一

一本會の書記長及び書記は左の通りである、

書記長 大野忠一 書記 高水求

一議長(田村利一) 本會の會期を一日とする旨を告ぐる、

一議長(田村利一) 本日の議する日程を報告する、

一日程第一 福生の税賦課徴収條例の一部改正について

一日程第二 指定きの耐傾に關する件

一日程第一 福生の税賦課徴収條例の一部改正について

一議長(田村利一) 本来は九月十三日の定例会に於て審議された決結果第三十四條のみ

が財政委員會に附託されたが續會は省略し、委員長に協議の結果の説明と

求めるに旨を告ぐる、

一財政委員長(設樂美知) 大体全世帯均等割は三百円で法人は一、二百円であり、その四百円に

するとは平均割のみがより所得割は上より不均衡とする、

当時のところ起債等の關係があるが、原案を修正し、均等割は三百円と

千二百円にした、修正によつて生じた才入の不足額は、過年度の滞納整理によつて

補ふらうと思ふ、事務当局ともこれは分納または延期等により極力

努力すれば相當の額を収束するのではないかと云つてゐる、特殊業者のうへに

にも万金をまゝ、西若あゝもつてこれの不足を補ひたい、

(第五番(西村節)) 上記結構と悪い滞納金のリストは提出されるか? 滞納金の整理の
方法。 委員会としての具体策は。 特殊業者からの徴収方法は?

(財政委員長(設楽美知)) リストは別紙に^{作成}されると思ふ。 日程カードが帳簿に併記して思
ふからその切は協力を乞ふ。 特殊業者については、関係諸官庁と連絡をとりや
り。 特別調査委員会の設置等も考えられる。

(第五番(西村節)) 滞納している者はどんな状態にあるか。

(第六番(加藤孝彦)) 町民税 一六七、三三〇円 町業税 四三、六五四円

不動産取得税 五五、〇九四円 遊興飲食税 一四、九八四円 等々である。

(第五番(西村節)) 町業税、不動産取得税、遊興飲食税等は特殊の者だけであつてこれ
が納入されていなくてその町業税等がつぶれてしまつたのか?

(第六番(加藤孝彦)) 不動産取得税は現在廃止されてゐるが納税者がその気分であるのと、罹
災者引揚者等がやつと思つて建築したものと思われる。

事業税は税署の決定があれ課税された時と実際に支拂いする時が大部分異
つてゐる場合がある。 遊興飲食税は延びて一三三円である。

(第五番(森田幸彦)) 滞納者に対する町長の態度は?

(第六番(加藤孝彦)) 具体的な方法は見出せなかつた。 委員会ではとにかく滞納額約五〇万円
で補ふべきと話が出た。 数年前から井上村長の時滞納整理をした時当時の議員が
先着で町に抗議して来た。 この様子をあげたのはこの滞納整理に大なる支障を来さ
すからこの様子のうち様現議員にも格段の協力と望む。

滞納整理は三三年度の各書と併せてやりとりが強硬に実施するから一応同
査すると議会に提示して町意見を賜ふ。

(第五番(西村節)) 三三年度の滞納も相当あると思ふが財政委員は種々活動してこれ
の整理に当り頂きたい。

(財政委員長(設楽美知)) 議員各位がこれに同意し財政委員に一任せず協同してやり頂きたい。

生けり會議に於り異議なきやう指名推選にすることと決定する旨を生けり

一議長(田村利一)右の者と指名し一名毎に會議に於り異議なく決定する

瀨古清彦 高橋三郎 中野七五郎

一議長(田村利一)會議を閉する旨を生けり

一議長(田村利一)本會議を閉会する旨を生けり(時に午後三時十五分あり)
右會議の次第を記載しその相違なきことを證するに署名する

昭和三年六月三十一日

福生町議會議長 田村利一

全 議員 瀨古清彦

全 議員 高橋三郎

全 議員 中野七五郎



調査の上署名捺印願ひます

貴井 船木 並木 各議員

本 井

會議

一福生町監査委員の選任につき同意を求める件

二福生町職員定数例等の訂正の件

三福生町議會議員等の在取慰労金支給規程設定の件

集した

太郎

伊作

美代子

美知

四 初生児童員旅費額及其支給條例の一部改正の件

五 初生児童の養育費の維持について

六 昭和三十一年度初生児童入歳出追加更正予算(第一回)

七 豊前町村公平委員会規約設定の件

八 豊前町村公平委員会委員選任につき同意を求める件

一 地方自治法第三條の規定により会議の件説明のため出席を求めたものは左の通りである

町長 加藤市義 助役 秋山誠一

本会の書記左の通り

事務課長 大野忠一 民生課長 橋本孝義

一本会の書記左の通り

書記 貫井忠代次 高水 求

議長(田村利一) 七月三日午前九時三十分開議を宣告する

一 議長(田村利一) 本日の議程の日程を報告する

一 日程第一 初生児童調査委員の選任につき同意を求める件

一 日程第二 初生児童員定数條例等の一部改正の件

一 日程第三 初生児童會議員等の在取慰労金支給規程^程設定の件

一 日程第四 初生児童旅費額及其支給條例の一部改正の件

一 日程第五 初生児童の養育費の維持について

一 日程第六 豊前町村公平委員会規約設定の件

一 日程第七 豊前町村公平委員会委員選任につき同意を求める件

一 日程第八 昭和三十一年度初生児童入歳出追加更正予算(第一回)

一 日程第九 初生児童調査委員選任につき同意を求める件

一 議長(田村利一) 第一讀会を開く旨を告ぐ

書記朗讀

「一」長、石川弥八郎氏は自治にも経験があり、收支の面にも明るいので監査員としては適任であるが、推薦に際し、承認願ひたい。

「議長(田村利一)」本件につき異議あるかと會議に諮り、全会一致で原案通り決定する旨とすべき。

日程第二、福生町「職員定数條例」等の一部改正の件、

「議長(田村利一)」本件を聞く旨とすべき。

書記朗讀

「一」長、警署の監督官が少数であるといふから提案した才二條中、監督官

四人を六人とした。以前から改正するに決つてゐた、農地委員会の廃止により

農業委員会の職員は改め農業調整委員会は廃止したのを削除する。

「才二番(森田清重)」改正の警署長は警署の階級が明記すべき。

「一」長、警署である。

「才二番(森田清重)」是等條例には関係ないか。

「一」長、敬語を敬語視にの語がある、これは停年制と施行から附帯する頃は

あるが、敬語視にしろこれとの関係はない。

「才三番(船木甚平)」敬語を補三人、巡査部長三人は現在の職員中より抜擢するから、これ

とも他から補充する。

「一」長、それはいすれでもよいと思ふ、但し、一長に入る権限以外である。

「才四番(渡部美知)」慶喜などといはれる。職員が三名を転勤、それからこの議案を上程

するのは遺憾に思ふ。

「一」長、本件は私が一長に就任當時から話が出ていた、以来警務委員会に

諮り、漸く討論がなされて上程した。

「才五番(田村利一)」警署職員の入る権は？

「町長、署長の入るは公平委員会にそれ以下は署長にある。

「才一番(田村政一)入るの異動ある連絡は?」

「町長、それはいい先般のははでな」終があつた私見ではあるがこれに五入るこ

とは常務でよいと思ふ。

「才七番(井原泰輔)公平委員会決定してその項にその町長は意見具申してその

よいと思ふ。

「町長、署長は公平委員会決定する項と伝達したに過ぎないと思ふ。

「才十番(貴井厚作)該案議員の貴町の参り中に政務委員会に諮ったと云ふがその

の通りだと思ふがそれは「年制」を施行してからと云ふこと結論は出さかつた

「町長結論は出さかつた、これは公平委員会の設置により自然律年制は廃止する

地方公務員法により取務に適格性あるものとてやめさせることが出来る。

但しこれでは「自然的な」公平委員会設置して取務は異議の申立が出来る

「才一番(橋本雄二)今度の数々案は終る部を兼ねないか。

「町長、提案理由に明記してある。

「才一番(船本甚平)公平委員と署長と協議の上入るを決定するといふが自治体長

として町長も自警と密に連絡し適正に入るの之を流として扱ふこと。

「才一番(貴井厚作)監督官を増すことは構であるが現在巡査欠員を増員するか又補

充てようか。

「町長、人財があれば増員する。

「議、長、本件につき要議あるか否かと会議に諮り全会一致につき原案通り決

定する旨とすべき。

日程才三、福生の「議、会議員等の在取慰労金支給規程」改定の件。

「議、長(田村利一)本件と議題として「讀会を開く旨とすべき。

書記 朗讀

一、この議会で内題となつてゐるを總括的に文書に列挙した。これは丁の運営に努力された者についていふかの慰労金と支給したいと云ふことからであります。最終年度の年俸を慰労金と支給し、在取期間は考慮しない。

「オ四番（井上頼太郎）」る。務吏員と委員との関係は？

「一丁」長、る。務吏員に對しては別に定めがある。

「オ五番（改泉美知）」各委員の最終年度の報酬額の洗明を求める。

「一丁」長、大体三百円位、公子委員は議員とほぼ同じである。

「オ五番（森田幸彦）」任期毎に定められてゐるが二年、又は四年、議員と表彰される確な場合は、

「一丁」長、表彰のことは別内題である。

「オ五番（村野甚平）」最終年度の報酬の適正をはかつて頂きたい。

農調委員手当は前かう二千円交付されるが、あるが、からは千五百円しか支給

されたと聞かされたがどう云ふ訳か。

「一丁」長、給料として指定しては、農調の経費としてである。

「オ三番（船本甚平）」オ條に慰労金は在取年俸に相等する額とあるが、途中で死亡した場合にも一か月の報酬に相等額を支給するか。

「一丁」長、報酬は月割、慰労金は年分とする。但しオ四條の二項により増減出来る。

「オ三番（村野盛二）」従来の取扱方法は

「一丁」長、その都度決定した。

「オ三番（船本甚平）」増減の歩合は、

「一丁」長、年額を支給するのからであるが、それは考へてない。

「オ五番（田村福二）」解釋の点で非常にむづかしい。本委員会に附託して審議して頂きたい。

「一丁」長、骨格として提議してあるからその点で承認したい。

「オ五番（貴井伴作）」此の規程は、各々村で議員の退取金支給のことから云ふ。